

安田女子大学大学院各研究科及び専攻の目的に関する内規

第1 趣旨

この内規は、安田女子大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、安田女子大学大学院各研究科及び専攻ごとの目的に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 文学研究科（博士前期課程・博士後期課程）

文学研究科は、文学、教育学、心理学の各領域における確かな研究能力と教育能力を兼ね備えた研究者、並びに高度の専門知識と実践的能力を身につけた幼小中高等学校の教員や臨床心理士等、及び社会の中核となり得る能力と高度な専門知識を有する職業人の養成を目的とする。

(1) 博士前期課程

イ 日本語学日本文学専攻

日本語学・日本文学（漢文学・日本文化論を含む。）・国語教育学に関し、広い視野に立って精深な学識を授け、学修の専門深化と総合化を図り、専攻分野における研究能力の基礎を養うとともに、研究者、中等学校国語教員等、高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

ロ 英語学英米文学専攻

英語学・英米文学（欧米文化論を含む。）・英語教育学に関し、広い視野に立って精深な学識を授け、学修の専門深化と総合化を図り、専攻分野における研究能力の基礎と優れた英語の運用能力を養うとともに、研究者、中等学校英語教員等、高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

ハ 教育学専攻

教育学・心理学・臨床心理学に関し、学修の専門深化と総合化を図り、専門的な学識と研究能力の基礎を養うとともに、研究者、幼稚園教員、初等中等学校教員、学校心理士、公認心理師、臨床心理士等、高度の専門的資質・能力を身につけた職業人を育成することを目的とする。

(2) 博士後期課程

イ 日本語学日本文学専攻

日本語学（国語教育学を含む。）・日本文学（漢文学・日本文化論を含む。）に関し、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、研究の高度化と研究能力の涵養を図るとともに、高度に専門的な業務に従事するに必要な学識と研究能力を養うことを目的とする。

ロ 英語学英米文学専攻

英語学（英語教育学を含む。）・英米文学（文化論を含む。）に関し、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、研究の高度化と研究能力の涵養を図るとともに、高度に専門的な業務に従事するに必要な学識と研究能力を養うことを目的とする。

ハ 教育学専攻

教育学・心理学・臨床心理学に関し、専門分野における研究の高度化と高度の研究能力の涵養を図り、研究者及び高等教育の人材を育成することを目的とする。

第3 家政学研究科（修士課程）

家政学研究科は、人のあるべき姿、社会のあるべき姿を家政学の知見に学び、健康生活を築く上での諸問題を科学的根拠に基づいて研究し、そのための解決を図ることのできる人材を養成することを目的とする。

(1) 健康生活学専攻

健康生活学専攻は、家政学分野の中でも特に健康関連領域について、人間における内部環境と生活環境の分野から学識を深め、ホリスティックに教育・研究を行うことによって、「健康な生活」について、時代と社会の要請に応えることのできる人材を養成することを目的とする。

第4 薬学研究科（博士課程）

薬学研究科は、医療に関する高度な専門知識・技能及び研究能力を有する人材の養成を図り、もって臨床・医療薬学の教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

(1) 薬学専攻

薬学専攻は、医療に関して高度な専門知識・技能を有し、あわせて優れた研究能力を有する人材、かつ、薬物治療を通して高度医療に貢献できる薬剤師を養成することを目的とする。

第5 看護学研究科（博士前期課程・博士後期課程）

看護学研究科は、人間の尊厳を最も重要なものに据え、人間の健康を保持、推進するために、専門的知識と技術、及び科学的根拠に基づいて、看護学研究成果の獲得とその実践を可能にする看護実践者、研究者及び教育者の養成を目的とする。

(1) 博士前期課程

イ 看護学専攻

疾病構造と共に変容する対象者のニーズに効果的かつ効率的に応えるために、高度の理論的知識基盤と優れた分析力を有し、臨床におけるリーダーシップ、教育、研究を通じて、既存の看護実践の在り方を改革・発展させると共に、ヒューマンケアリングの精神に則り相手に寄り添うことのできる柔しさを実現できる専門職業人を養成することを目的とする。

(2) 博士前期課程

イ 看護学専攻

人々の well-being の向上のために、看護学を基盤としながら、諸学（医学・疫学等）の知見や研究方法を取り入れることで看護学の創造性を引き出し、包括的な視点から看護学の発展推進に貢献できる人材を養成することを目的とする。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 安田女子大学大学院文学研究科各専攻の目的（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正内規は、平成30年4月1日から施行する。